高知県特定労務管理対象機関指定要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）に基づき、高知県知事（以下「知事」という。）が行う特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関（以下「特定労務管理対象機関」と総称する。）の指定について、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（指定に係る業務）

第２条　知事は、次に掲げる区分に応じ、当分の間、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められる病院又は診療所について、当該病院又は診療所（県内に所在するものに限る。以下同じ。）の開設者の申請により、特定労務管理対象機関として指定することができる。

（１）特定地域医療提供機関（Ｂ水準）

ア 次の病院又は診療所における救急医療の提供に係る業務

（ア） 医療計画において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所

（イ） 医療計画において二次救急医療機関と位置づけられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの

ａ 年間の救急車の受入件数が 1,000 件以上であること又は当該病院若しくは診療所が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間 500 人以上であること

ｂ ５疾病・６事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所

イ 居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所における居宅等における医療の提供に係る業務

ウ 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた病院又は診療所における当該機能に係る業務

（２）連携型特定地域医療提供機関（連携Ｂ水準）

当該病院又は診療所の管理者の指示により行われるものその他の当該病院又は診療所の管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めた医師の派遣に係る業務

（３）技能向上集中研修機関（Ｃ－１水準）

ア 臨床研修病院における臨床研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるための業務

イ 専門研修を行う病院又は診療所における専門研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を修得するための業務

（４）特定高度技能研修機関（Ｃ－２水準）

特定分野（医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と

認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所における医師※の業務（当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。）

※高度な技能を修得するための研修に関する計画が作成された医師であって、当該技能の修得のための研修を受けることが適当であることについて、厚生労働大臣の確認を受けた者

（指定申請）

第３条　特定労務管理対象機関の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、知事が別に定める期日までに、別表に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

（指定要件）

第４条　知事は、前条の申請に係る病院又は診療所が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、第２条の規定による指定をすることができる。

（１）提出された業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画（以下「労働時間短縮計画」という。）の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。また、その他の厚生労働省令で定める要件※を満たすものであること。

※次に掲げる事項全てが記載されていること。

ア　当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の状況

イ　当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標

ウ　当該病院又は診療所に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項

エ　その他、当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項

（２）法第 108 条第１項の規定による面接指導並びに第 123 条第１項本文及び第２項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。

（３）労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがないこと。

（指定手続等）

第５条　知事は、特定労務管理対象機関の指定をするに当たっては、法第 132 条の規定により医療機関勤務環境評価センターから通知を受けた第３条の申請に係る病院又は診療所の評価の結果を踏まえるとともに、高知県医療審議会の意見を聴かなければならない。ただし、技能向上集中研修機関の指定をするに当たっては、高知県地域医療対策協議会においても協議することとする。

２　知事は、特定労務管理対象機関を指定したときは、様式５により当該医療機関に通知するとともに、高知県ホームページにおいて公示する。

（労働時間短縮計画の策定）

第６条　特定労務管理対象機関の指定を受けた病院又は診療所の管理者は、遅滞なく、労働時間短縮計画を定めなければならない。

（労働時間短縮計画の見直しのための検討）

第７条　特定労務管理対象機関の管理者は、１年ごとに当該特定労務管理対象機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いた上で、労働時間短縮計画についてその見直しのための検討を行わなければならない。

２　前項の規定により労働時間短縮計画についてその見直しのための検討を行った結果、その変更をしようとするときは、様式７に変更後の労働時間短縮計画を添えて、知事に提出しなければならない。

３　第１項の規定により労働時間短縮計画についてその見直しのための検討を行った結果、その変更をする必要がないと認めたときは、様式８を知事に提出しなければならない。

（指定の効力）

第８条　特定労務管理対象機関の指定は、３年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

２　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

３　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

４　第２条から第６条の規定は、第１項の規定による指定の更新について準用する。

（指定に係る業務の変更）

第９条　特定労務管理対象機関の開設者は、指定に係る業務の変更（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、様式９及び第３条の規定に基づく書類を知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の規定により指定に係る業務の変更を承認するに当たっては、法第 132 条の規定により医療機関勤務環境評価センターから通知を受けた前項の申請に係る病院又は診療所の評価の結果を踏まえるとともに、高知県医療審議会の意見を聴かなければならない。

３　知事は、第１項の規定による申請を承認したときは、様式 10 により当該医療機関に通知するとともに、高知県ホームページにおいて公示する。

（措置命令）

第 10 条　知事は、特定労務管理対象機関の管理者が、正当な理由がなく、法第 123 条第１項本文又は第２項後段に規定する休息時間の確保を行っていないと認めるときは、当該特定労務管

理対象機関の開設者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第 11 条　知事は、特定労務管理対象機関が次のいずれかに該当するときは、第２条の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

ア 第２条に定める業務がなくなったと認められるとき。

イ 第４条に掲げる要件を欠くに至ったと認められるとき。

ウ 指定に関し不正の行為があったとき。

エ 特定労務管理対象機関の開設者が法第 111 条又は前条の規定に基づく命令に違反したとき。

２ 知事は、前項の規定により指定を取り消すに当たっては、高知県医療審議会の意見を聴かなければならない。

３ 知事は、第１項の規定により指定を取り消したときは、様式 11 により当該医療機関に通知するとともに、高知県ホームページにおいて公示する。

（災害等による臨時の必要がある場合の休息時間の確保等）

第 12 条　特定労務管理対象機関の管理者は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、様式 12 により、知事の許可を受けて、その必要の限度において法第 123 条第１項本文及び第２項後段の規定による休息時間の確保を行わないことができる。ただし、事態急迫のために知事の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく様式 12 により届け出なければならない。

２ 知事は、前項の規定により許可したときは、様式 13 により当該医療機関に通知する。

３ 第１項ただし書の規定による届出があった場合において、知事が法第 123 条第１項本文及び第２項後段の規定による休息時間の確保を行わなかったことを不適当と認めるときは、その後に必要な休息時間を確保すべきことを、命ずることができる。

附 則

この要綱は、令和８年 11 月９日から施行する。

別表

区分	提出書類
（１）特定地域医療提供機関（Ｂ水準）	① 申請書（様式１） ② 労働時間短縮計画の案 ③ 法第 113 条第１項の指定に係る業務があることを証する書類 ④ 法第 113 条第３項第２号の要件を満たすことを証する書類 ⑤ 法第 113 条第３項第３号の要件を満たすことを誓約する書類（様式６） ⑥ 法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第１項第１号の評価の結果を示す書類
（２）連携型特定地域医療提供機関（連携Ｂ水準）	① 申請書（様式２） ② 労働時間短縮計画の案 ③ 法第 118 条第１項の指定に係る派遣の実施に関する書類 ④ 法第 118 条第２項において準用する法第 113 条第３項第２号の要件を満たすことを証する書類 ⑤ 法第 118 条第２項において準用する法第 113 条第３項第３号の要件を満たすことを誓約する書類（様式６） ⑥ 法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第１項第１号の評価の結果を示す書類
（３）技能向上集中研修機関（Ｃ－１水準）	① 申請書（様式３） ② 労働時間短縮計画の案 ③ 法第 119 条第１項の指定に係る業務があることを証する書類 ④ 法第 119 条第２項において準用する法第 113 条第３項第２号の要件を満たすことを証する書類 ⑤ 法第 119 条第２項において準用する法第 113 条第３項第３号の要件を満たすことを誓約する書類（様式６） ⑥ 法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第１項第１号の評価の結果を示す書類
（４）特定高度技能研修機関（Ｃ－２水準）	① 申請書（様式４） ② 労働時間短縮計画の案 ③ 法第 120 条第１項の指定に係る業務があることを証する書類 ④ 法第 120 条第１項の確認を受けたことを証する書類 ⑤ 法第 120 条第２項において準用する法第 113 条第３項第２号の要件を満たすことを証する書類 ⑥ 法第 120 条第２項において準用する法第 113 条第３項第３号の要件を満たすことを誓約する書類（様式６） ⑦ 法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第１項第１号の評価の結果を示す書類